

健康だより

多摩立川保健所 2022 vol.2

- * 「教えて！禁煙きんちゃん！」… 1
- * 「いい医療に向かってGO (11月25日)！」及び「医療従事者の皆様へ」…………… 2
- * 「withコロナ時代の食生活～バランスよく食べよう～」 …… 3
- * 「冬の湿度管理をしていますか」… 4



飲食店店主

お店を開くの！
店内でたばこを吸っても大丈夫？

健康増進法と受動喫煙防止条例により、
屋内は**原則禁煙**だよ！

そうなの？でも、お客様の中には愛煙家も
いらっしょると思うし、何とかできないの？



禁煙きんちゃん

教えて！
禁煙きんちゃん！！

受動喫煙防止

屋内で喫煙できるのは**一定の要件**を満たした喫煙室だけなんだ（※）
喫煙室は、**20歳未満（従業員含む）は立入り禁止**で、出入口の見やすいところに喫煙室の**標識**を掲示する必要があるよ。

（※）

喫煙専用室



- 紙巻たばこ
- 加熱式たばこ
- ×飲食

指定たばこ専用喫煙室



- ×紙巻たばこ
- 加熱式たばこ
- 飲食

一定の
要件

- ① たばこの煙が喫煙室から屋内に流出しないよう壁や天井で**区画**すること。
- ② たばこの煙を**屋外に排気**すること。
- ③ 喫煙室の出入口から流入する**気流が0.2m/秒以上**であること。



詳しくはこちら

とうきょう健康ステーション

受動喫煙防止対策の情報を発信しています。

東京都受動喫煙防止条例

検索



東京都受動喫煙防止対策相談窓口

もくもくゼロ

0570-069690

平日9:00～17:45 ※通話料がかかります。

【この記事に関する問合せ先】企画調整課 企画調整担当

○東京都多摩立川保健所○

☎042-524-5171 (代表) 東京都立川市柴崎町2-21-19

ホームページアドレス <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tthc/>

一人一人の「感染しない、感染させない」行動の積み重ねこそが、最大の対策です

活字文字読上げ装置を使って内容を音声で聞くことができます。

